

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 就業基準規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター(以下センターという。)就業規約に基づき、会員に適正かつ公平な就業機会を提供すると共に、就業の安全性を確保するため、会員の就業に関する基準を定めることを目的とする。なお公共就業者は公共受託就業基準(規程類集)を適用する。

(就業機会の提供)

第2条

会員の就業に当たっては、入会申込書記載の希望職種等を参考に会員の健康状態・就業意欲と就業に必要な技能及び経験を加味し公平に就業機会を提供するよう努めるものとする。

- (2) 会員の就業に当たっては、就業する会員の同意を得た上で決定するものとする

(就業形態)

第3条

センターは、会員1人につき、第5条の範囲内であれば複数の就業を提供できるものとする。

(就業期間)

第4条

同一の仕事内容で同一就業場所に年間を通じて就業する会員の就業期間の期限は、次のとおりとする。

- (2) 就業期間は、原則として5年を上限とする。但し、発注者の要望又は就業を希望する者がいない場合は、安全・適正就業委員会の裁定により延長することもある。

(就業の時間及び期間)

第5条

センターの提供する就業の時間及び期間は次のとおりとする。

- (2) 1日の就業時間は、健康管理、安全就業などを考慮し8時間以内とする。
- (3) 1ヵ月の就業日数を臨時的・短期的な就業は、原則として概ね10日以内とする。軽易な作業は原則として1週20時間以内とする。
ただし、剪定・草刈りなど時期的に集中する業務及び短時間の就業（生活支援サービス等）が連続する業務や、その仕事に従事する会員が不足する場合は、この限りではない。

(就業期間の明示等)

第6条

新規に就業する場合は第4条に基づき就業期間を明示するものとする。

- (2) 就業期間が満了する会員に対し、あらかじめ、3ヵ月前に「就業期間満了通知書」を交付するものとする。
- (3) 就業年数の算定は、就業開始月から満1年後の月を1年として計算する。

(安全・適正就業委員会の業務)

第7条

安全・適正就業委員会は、会員の就業に関し次の事項を審議する。

- (2) 就業期間満了等の通知
- (3) 公平な就業機会を積極的に推進
- (4) 不適正就業に対する対応、改善指導

(規程の改廃)

第8条

この規程の改廃は、理事会において決定する。

附則 施行期日

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

経過措置

この規程の施行日に、長期継続就業（3年以上）している会員については、第4条第1項第2号の規程にかかわらず、次のとおり経過措置を適用する。

- ・ 交代要員が決まるまでは、就業の継続ができるものとする。
- ・ 同時期に複数の交代がある場合は、業務に支障をきたさないよう交代時期を調整できるものとする。

ただし、就業を希望する会員がいない場合はこの限りではない。